



第1章 計画策定の背景

1 荒川区が目指す生涯学習の推進

- (1) 地方自治体の役割
- (2) 生涯にわたる学習活動を推進する意義
- (3) 荒川区における生涯学習

2 生涯学習を取り巻く社会状況等

- (1) 社会状況の変化等
- (2) 生涯学習に関わる動向等



荒川コミュニティカレッジ



第1章 計画策定の背景

1 荒川区が目指す生涯学習の推進

計画の策定にあたり、地方自治体が生涯学習の振興に果たす役割や必要性、区が目指す生涯学習支援等、踏まえるべき背景をまとめます。

(1) 地方自治体の役割

地方自治体が生涯学習の振興に果たすべき責務については、憲法の「教育を受ける権利」を前提として、教育基本法(*1)及び社会教育法(*2)等に定められています。

教育基本法は、目指すべき「生涯学習社会の理念」として、「国民一人一人が自己の人格を磨き、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ」、さらに「その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と規定しており、この理念の実現のために、「家庭教育を支援すること」、「幼児教育の環境整備に努めること」、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育を奨励すること」、「社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習機会の提供その他適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と明記しています。

社会教育法では、「国及び地方公共団体の任務」として、社会教育を奨励するため「必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」としています。

さらに、平成2(1990)年制定の「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律等について」では、「自発的意思を尊重する配慮」と、「職業能力の開発及び向上」や「社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努める」としています。また、平成25(2013)年6月に国が策定した、第2期教育振興基本計画では、今後の方向性として「自立・協働・創造の実現に向けた生涯学習社会の構築」を掲げています。これは、同年1月の「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」に示された、首長部局等との積極的・効果的な連携の必要性等を踏まえたものです。

(*1)教育基本法： 昭和22(1947)年制定。平成18(2006)年の全面改正により、生涯学習の理念等について新たに明記された。

(*2)社会教育法： 昭和24(1949)年、教育基本法に則して制定。社会教育に関する基本的総合的な法律。国及び地方公共団体の任務、市町村教育委員会が行うべき具体的な事業が提示されている。

(2) 生涯にわたる学習活動を推進する意義

①健康で生きがいのある豊かな人生を送るために

誰もが幸福を実感し、健康で生きがいのある豊かな人生を送るためには、多様な機会を得て、主体的に学ぶことができる環境を整備することが必要です。

■ ライフステージに対応する「学び」

乳幼児期から高齢期まで、人生の過程では様々な「学び」があります。生活能力の獲得や、社会的能力の習得、健康や生きがいのための余暇活動などの「学び」に加え、人生の節目で直面する課題解決の糸口となる「学び」など、リカレント教育(*1)の重要性はますます高まっています。

こうした学びを支援する「学びの場」は、生涯における成長の助けとなるとともに、同じ悩みを共有する仲間同士が互いに学び合い課題解決を図る場となり、より豊かな人生のヒントを次世代に発信する場ともなります。

■ 社会状況の変化に対応する「学び」

現代社会は、ICTをはじめとする技術革新や市場競争の激化・グローバル化に加え、地球環境の変化や大規模災害の発生、新たな病原性ウイルスの出現など、急激な変化の中にあります。こうした時代の変化に対応するためには、新しい知識や技術の習得が必要です。変化の激しい社会にあつてこそ、青少年期における学校教育の「学び」だけで対応することは不可能であり、生涯を通して様々な場面で学ぶことが必要になっています。

② より良いまちづくりのための「学び」

学ぶことは、喜びや生きがいにつながり、学びを通して人や社会とのつながりが深まります。そして、学びを活かすことは、個々人の生活に潤いを与えるだけでなく、地域社会全体の発展や活性化にもつながります。こうした生涯学習活動によるプラスの連鎖は、人とのつながりや地域の絆の大切さが見直される現代にあつて、より良い「まちづくり」の土壌となるものです。

(*1) リカレント教育：生涯教育を受けて発展した概念。青少年期という人生の初期にのみ集中していた教育政策を個人の生涯にわたって、労働・余暇・その他の活動（教育・学習）と繰り返し行うこととする教育に対する考え方。1970年にOECDが正式採用し、「リカレント教育～生涯学習のための戦略」（1973年OECD報告書）により広く世界に広まった。

■ 人と人のつながりをつくる「学び」

現代社会の中で起こっている諸問題は、人間関係の希薄化や地域コミュニティの衰退によるところが大きいとの指摘もあります。

学習、芸術・文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティア等の活動は、知識や技術の習得だけでなく、活動を通して多くの人との出会いがあり、同じ目標を携えて共に学び合うことで、絆が育まれます。地縁と、趣味や関心を同じくする人たちとの「学び」は、地域での交流を促進し、つながりを強めます。

■ 地域の課題を解決するための「学び」

一人ひとりが「学び」によって得た成果は、社会や身近な人々に認められることで継続する力が育まれ、より高い「学び」へと向かいます。また、自分が暮らす地域の課題に気付き、主体的に仲間と共に学び合いを深めることは、課題解決に向けた具体的な行動を喚起します。

区民が地域社会で学び、主体的にまちづくりに参画することを通じて、郷土愛を育み、誇れるふるさつをつくりまします。

(3) 荒川区における生涯学習

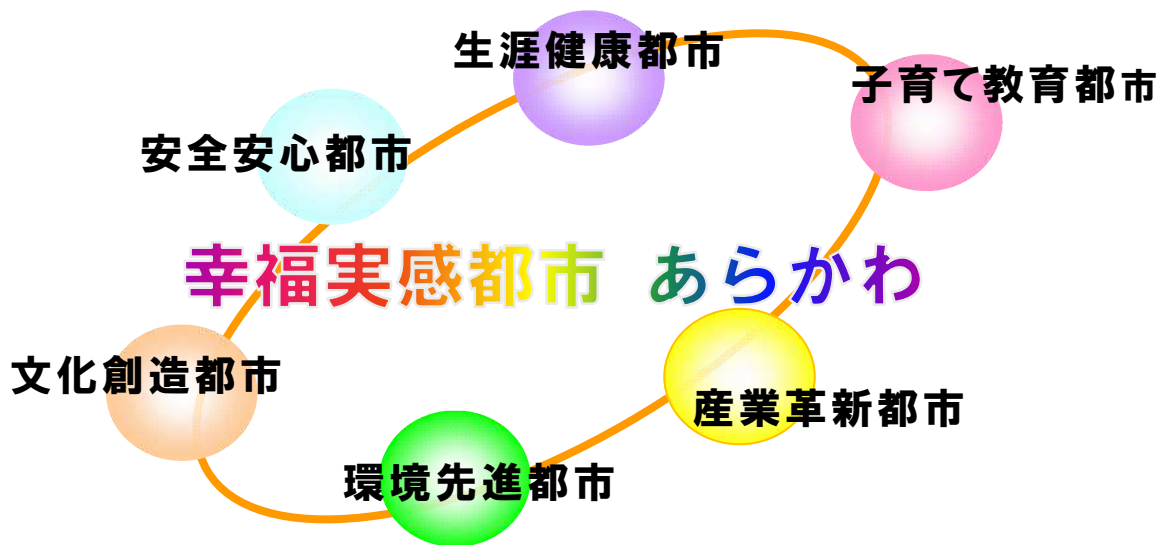
① 「幸福実感都市あらかわ」の実現

荒川区では、平成19(2007)年3月に策定した荒川区基本構想において、区の目指すべき将来像を「幸福実感都市あらかわ」としています。

それは、「物質的な豊かさや経済効率だけを重視するのではなく、心の豊かさや人と人のつながりを大切にしながら、区民一人ひとりが真に幸福を実感できるまちづくりを進める」という考えに基づくものです。

また、区は、基本構想において、「すべての区民の尊厳と生きがいの尊重」、「区民の主体的なまちづくりの参画」、「区民が誇れる郷土の実現」を基本理念に据え、区の将来像を支える6つの都市像を定めて「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて区のあらゆるセクションが一丸となって様々な取組を進めています。

■ 荒川区の将来像と6つの都市像



② 区政のあらゆる分野との連携

区民一人ひとりの生涯にわたる学習活動の推進のためには、中核となる教育行政ばかりでなく、健康、福祉、子育て支援、文化、産業振興、まちづくりなど、区政のあらゆる分野が力を合わせて取り組む必要があります。

全ての部局が生涯学習を推進していくことを自らの課題として施策に取り組んでこそ、「いつでも、どこでも、誰でも」を目指す学習機会や、「学び」を活かした活躍の場を提供することができます。さらには、「学び」によって、地域の課題解決に向けた取組を促し、6つの都市像の目指すべき目標にも寄与することが可能となります。

こうしたことから、荒川区では、区長を本部長とする「生涯学習推進本部」を設置し、乳幼児から高齢者まであらゆる区民の「幸福実感」を高めることを目的として、全庁を挙げて生涯学習を推進しています。

2 生涯学習を取り巻く社会状況等

平成 20（2008）年 3 月に区が策定した「荒川区生涯学習推進計画」（以下「第二次計画」という。）以降、この 10 年間の社会状況の変化等を示すとともに、生涯学習を取り巻く国、東京都、荒川区の動向を整理します。

(1) 社会状況の変化等

■ 情報技術の進歩・普及による生活の変化

インターネットは、1990 年代半ばから急速に全世界に広がり、2000 年以降はブロードバンドが浸透しました。情報技術の進歩は、電子取引や電子書籍市場の拡大等を含め、情報伝達に地球規模での変化をもたらしています。

総務省の調査では、平成 28（2016）年におけるスマートフォンの個人所有率は 56.8%、世帯保有率は 71.8%に達しており（*1）、インターネット接続機器の普及により、日常生活における動画の視聴はもとより、フェイスブックやツイッターなど SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が拡大しています。

■ 少子高齢化や人口減少の進展

我が国は、世界に例を見ない速さで少子高齢化が進んでいます。また、日本の総人口は平成 20（2008）年～21（2009）年をピークに減少が始まっており（*2）、社会保障費等の負担の増大、労働力の減少、消費市場の縮小による地域経済の衰退のほか、コミュニティの希薄化などが問題となっています。

18 歳人口が減少に転じる 2018 年問題（*3）は、大学等を利用した社会人の「学び直し」の在り方等にも影響を及ぼすと見られています。

(*1) スマートフォン個人所有率・世帯保有率（出典：総務省「平成 28 年通信利用動向調査報告書（世帯編）」）

(*2) 日本の総人口の推移（出典：総務省統計局「人口推計-平成 29 年 11 月報-」）

(*3) 2018 年問題：2018 年に 18 歳人口の減少が顕在化し、大学の定員割れが深刻化する。各大学は、社会人教育の積極的な導入を図るなど、大学教育の在り方を模索している。

■ 女性の社会進出

内閣府が出している男女共同参画白書によると、平成9（1997）年以降、共働き世帯が過半数を超えています（*1）。また、平成27（2015）年の国勢調査では、女性の25～29歳の労働力率が初めて8割を超えると、平成22（2010）年にM字カーブの底であった35～39歳の労働力率が68.0%から72.7%に上昇しています（*2）。

国は、更なる女性の社会進出を促すため、平成27（2015）年4月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行しました。

■ ライフスタイルの変容・地域コミュニティの衰退

平成27（2015）年の国勢調査では、単身世帯が初めて全体の1/3を超えるなど、家族形態の変化が浮き彫りになりました（*3）。また、ライフスタイルの多様化により様々な価値観が生まれ、地域における人間関係の希薄化が進んでいます。

「無縁社会」といった言葉に代表されるように、地域社会の中でひとり暮らしの高齢者や困難を抱えた親子等が孤立する状況も生じています。

■ 働き方改革と余暇の充実

平成7（1995）年に8,000万人を超えていた生産年齢人口は、減少の一途をたどっています（*4）。こうした状況の変化を受け、国は正規・非正規雇用の格差是正や、「過労死」の引き金ともなる長時間労働の見直し、女性や高齢者の活躍を促進する多様な働き方の選択など、「働き方改革」に取り組んでいます。

ワークライフバランスを踏まえながら余暇を有意義に過ごすことの重要性は高まっています。

（*1）共働き世帯の増加（出典：内閣府男女平等参画局「男女共同参画白書平成29年版」…データは総務省統計局「労働力調査」より作成）

（*2）女性の労働力率（出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」）

（*3）単身世帯の割合（出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」）

（*4）生産年齢（15歳～64歳）人口の推移（出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」）

■ 大規模災害による安全・安心への関心の高まり

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、防災や減災について改めて学び、暮らしに活かしていこうという機運が高まりました。

また、一昨年(2019)年の熊本大地震や、ゲリラ豪雨等による河川の氾濫など、自然災害に対する備えの重要性が再認識されると、支え合いやボランティア活動など日常的な地域とのつながりや絆が見直されています。

■ 貧困と教育格差

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成 27 (2015) 年の子どもの貧困率(相対的貧困率)は 13.9%で、7 人に 1 人が生活困窮状態にあるとの結果でした。これは、経済協力開発機構(OECD)がまとめた主要 36 か国の平均 13.3%を上回っています。

就学援助を受けている全国の小中学生の割合は、平成 7 年には約 16 人に 1 人でしたが、平成 25 (2013) 年には約 6 人に 1 人に増加しています。

家庭の経済的背景と学力には相関関係が見られ(*1)、最終学歴による生涯賃金にも格差があると言われています。

■ グローバル化の進展と在留外国人・訪日外国人の増加

社会や経済のグローバル化の進展に伴い、社会で求められる能力も変化しています。激しい変化に対応するため、生涯にわたる学習の機会の整備が求められています。

日本国内で生活する外国人は増加傾向にあり、在留外国人の人数は平成 27 (2015) 年末時点では 223 万人となっています(*2)。また、日本を訪れる外国人は、平成 28 (2016) 年には 2,403 万 9 千人となり、平成 18 (2006) 年の 3.3 倍に増加しています(*3)。

平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、この傾向は更に強まると考えられます。

(*1) 児童の正答率と家庭の世帯年収 (出典: 文部科学省「平成 21 年度文部科学白書」)

(*2) 在留外国人数の推移 (出典: 法務省入国管理局「平成 28 年末現在における在留外国人数について」)

(*3) 訪日外国人数 (出典: 日本政府観光局 統計データ)

(2) 生涯学習に関わる動向等

① 国の動向

■ 連携・協働によるネットワーク型行政の推進

平成 25 (2013) 年 1 月、中央教育審議会は「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」をまとめました。この中では、社会教育施設等において講座等を全て自ら行う「自前主義」から、首長部局等と積極的に効果的な連携を図り、地域住民と一体となって協働して地域の総合的な課題に対応できるよう、地域の多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政を一層推進していくことを自治体に求めています。

■ 第 2 期教育振興基本計画の策定

平成 25 (2013) 年 6 月、国は「第 2 期教育振興基本計画」を策定し、今後の方向性として「自立・協働・創造の実現に向けた生涯学習社会の構築」を掲げています。計画では、この実現に向けて、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という 4 つの基本的方向を打ち出しました。

■ 地域学校協働活動の推進

平成 29 (2017) 年 4 月、国は、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の推進を目的に、社会教育法第 5 条に「市町村の教育委員会は、地域住民等が学校と協働して行う地域学校協働活動については、円滑かつ効率的に実施されるよう必要な措置を講じる」ことを追加し、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条では、学校運営協議会を置くよう努めることとしました。

■ 障害者学習支援推進室の設置

平成 29 (2017) 年 4 月、文部科学省は、生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を設けました。従来の学校教育政策を中心とする障がい者政策から、生涯学習（教育・文化・スポーツ）を通じた生きがいくくり、地域とのつながりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を展開するための取組を始めました。

② 東京都の動向

■ 東京都教育ビジョン（第3次）の策定

平成 25（2013）年 4 月、東京都は「東京都教育ビジョン（第 3 次）」を策定しました。東京都教育ビジョンは、東京都における教育振興基本計画として位置付けており、「社会全体で子どもの『知』『徳』『体』を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」ことを基本理念として、教育を推進することとしています。

■ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定

平成 25（2013）年 9 月、オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定しました。平成 32（2020）年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」を 3 つの基本コンセプトとし、革新的で、世界にポジティブな改革をもたらす大会を目指しています。

この大会は、東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、後世にレガシー（遺産）を残すため、様々な関係機関が一丸となり、計画当初の段階から包括的にアクションを進めています。

■ 地域教育プラットフォーム構想

平成 28（2016）年 2 月、東京都生涯学習審議会は「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策についてー地域教育プラットフォーム構想の新たな展開ー」を建議しました。この建議では、学校・家庭・地域が連携協力する仕組みづくりとして位置付けた「地域教育プラットフォーム」を、学校区レベルで取り組むよう支援していくことなどを提言しています。

③ 荒川区の動向

■ 第一次・第二次生涯学習推進計画の策定

平成 6（1994）年 3 月、区は、区民の多様な学習要求に応え、いつでも、どこでも、誰でも、楽しく学習することができる生涯学習社会の実現を目指し、「荒川区生涯学習推進計画—いきいきライフシティあらかわ」を策定しました。

その後、平成 20（2008）年 3 月、「個人の生きがいづくりや楽しく学ぶ生涯学習に加え、今後は、地域社会の課題等について学び、学習成果を『わがまちあらかわ』のまちづくりに活かす生涯学習」に向けて、第二次生涯学習推進計画を策定しました。平成 25（2013）年 3 月には、重点事業等について見直しを図って後期計画として改定し、多様な学習機会の提供や学習環境の整備、情報発信や相談体制の充実等に努めています。

■ 地域文化スポーツ部の設置

平成 26（2014）年 4 月には、教育委員会と首長部局が効果的に連携を図り、生涯学習と文化芸術施策の一層の推進を図るため、社会教育及びスポーツ、図書館、芸術文化の各セクションを統合し、「地域文化スポーツ部」を設置しました。

■ 荒川区自治総合研究所による研究・分析

平成 23（2011）年 8 月、公益財団法人荒川区自治総合研究所は、子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書として「地域は子どもの貧困・社会排除にどう向かい合うのか—あらかわシステム」をまとめました。子どもの貧困・社会排除状態に至る決定因子を「保護者の就労状況・就労力」「保護者の養育状況・養育力」「世帯に対する支援の有無」とし、取組の方向性を提言しています。

平成 27（2015）年度からは「自然体験を通じた子どもの健全育成研究プロジェクト」を立ち上げて、自然体験が子どもたちに与える影響について研究を行い、平成 29（2017）年 3 月に最終レポートを発表しました。この研究では、自然体験は子どもの感性を磨くと、自然に関する知識や環境に対する意識の向上といった認知や価値観を形成し、「生きる力」の醸成と自己肯定感の向上につながるとして、家庭・学校・地域の各領域において、互いに補い合いながら自然体験を推進していく必要があるとしています。

■ 荒川区総合教育会議の設置

平成 27（2015）年 7 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していく事を目的に、区長を主宰者とする荒川区総合教育会議を設置しました。

■ 荒川区教育に関する大綱の策定

平成 28（2016）年 3 月、区における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、基本理念を「未来を拓きたくましく生きる子どもの育成と学びのまちあらかわの実現」、基本方針を「1. 多様性を尊重し夢と志をもてる学校教育の充実」「2. 学校・家庭・地域が連携した教育力の向上」「3. 学びのまち荒川の実現」を基本方針とする「荒川区教育に関する大綱」を策定しました

■ ゆいの森あらかわの開館

平成 29（2017）年 3 月、60 万冊の蔵書や都内屈指の 800 座席を備え、絵本館を併設した中央図書館、荒川区出身の小説家吉村昭の書斎等を再現した記念文学館、多様な体験事業を展開し、乳幼児の一時預かりも実施する子ども施設を融合した施設「ゆいの森あらかわ」が、荒川区における学びと子育ての新たなランドマークとして開館しました。

平成 30（2018）年 2 月上旬現在、60 万人を超える来場者があり、乳幼児から高齢者まで多くの区民が日々利用しています。

【参考】国、東京都、荒川区の動向

年	国・東京都の動向	荒川区の動向
H20 2008	<ul style="list-style-type: none"> ○中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」 ○教育振興基本計画の策定 ○第7期東京都生涯学習審議会答申「『地域教育』を振興するための教育行政の在り方について－社会教育行政の役割を中心に」 ○東京都教育ビジョン（第二次）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○吉村昭記念文学館構想（案）策定 ○柳田邦男絵本大賞創設 ○環境基本計画策定 ○ふれあい館整備ニュープランの策定 ○e都市ランキングで荒川区1位 ○行政サービス調査で荒川区4位（教育分野1位、子育て環境分野2位）
H21 2009	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者育成支援法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進本部を設置 ○冠新道図書サービスステーション開設 ○芸術文化振興プラン策定 ○伝統工芸技術継承者育成支援事業の開始 ○地域教育力向上支援団体補助事業の開始
H22 2010	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者ビジョンの制定 ○新たな情報通信技術戦略の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○汐入東小学校開校 ○汐入図書サービスステーション開設 ○生涯学習ホームページ開設 ○荒川コミュニティカレッジ開校
H23 2011	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ基本法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災発生 ○荒川区自治総合研究所「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書－地域は子どもの貧困・社会排除にどう向き合うのか－あらかわシステム」
H24 2012	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ基本計画の策定 ○高齢社会対策大綱 ○消費者教育の推進に関する法律 ○第8期東京都生涯学習審議会答申「子ども・若者の『社会的・職業的自立』を目指した教育支援の総合的な方策」 	<ul style="list-style-type: none"> ○尾久宮前小学校ユネスコスクール登録

<p>H25 2013</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法の制定 ○子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定 ○中央教育審議会答申（今後の青少年の体験活動の推進について） ○第2期教育振興基本計画の策定 ○中央教育審議会答申（今後の地方行政の在り方について） ○東京都教育ビジョン（第三次）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川区生涯学習推進計画後期計画（25年度～29年度）策定 ○尾久八幡中学校新校舎開設
<p>H26 2014</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども総合プランの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川区スポーツ振興基金条例の制定 ○地域文化スポーツ部創設 ○荒川区俳句のまち宣言 ○奥の細道千住あらかわサミットの開催 ○荒川ふるさと文化館奥の細道旅立ち展の開催
<p>H27 2015</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の雇用促進等に関する法律の制定 ○中央教育審議会生涯学習分科会答申（新しい時代の教育や地方創生実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について） ○文部科学省の外局としてスポーツ庁が発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツフェスティバル（第1回）の開催 ○荒川俳壇の創設 ○あらかわ寺子屋の全校実施 ○総合教育会議の設置
<p>H28 2016</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代の学校・地域創生プラン ○中央教育審議会答申（個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保障の在り方について） ○第三次東京都子ども読書活動推進計画 ○東京都子ども・子育て支援総合計画の策定 ○東京都子ども・若者計画の策定 ○東京都教育ビジョン（第三次）の一部改正 ○共助社会づくりを進めるための東京都指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川区芸術文化振興基金条例制定 ○荒川区教育に関する大綱の策定 ○スポーツ推進プラン策定 ○子ども読書活動推進計画（第3次）策定 ○荒川区自治総合研究所「自然体験を通じた子どもの自然体験研究プロジェクト中間レポート」 ○荒川区・ドナウシュタット区友好都市提携20周年事業「荒川展」の開催 ○済州市交流10周年記念「サッカー交流」の実施 ○荒川区自治総合研究所研究員調査報告書「ボランティア活動への参加を増やすためにー荒川区の地域力向上に向けてー」 ○ゆいの森あらかわ開館
<p>H29 2017</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法改正 ○東京都教育施策大綱の策定 ○障害者学習支援推進室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川区学校教育ビジョンの改定 ○あらかわ伝統工芸ギャラリーの開設 ○学び直し研究所設置